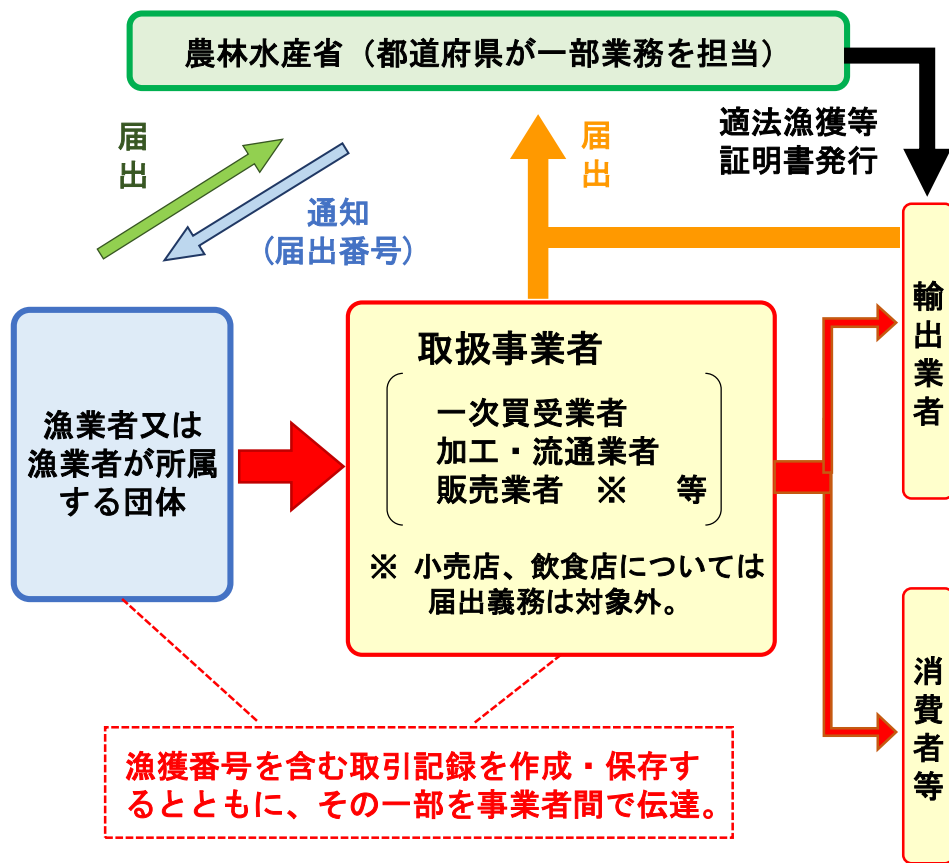


規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ
提出資料

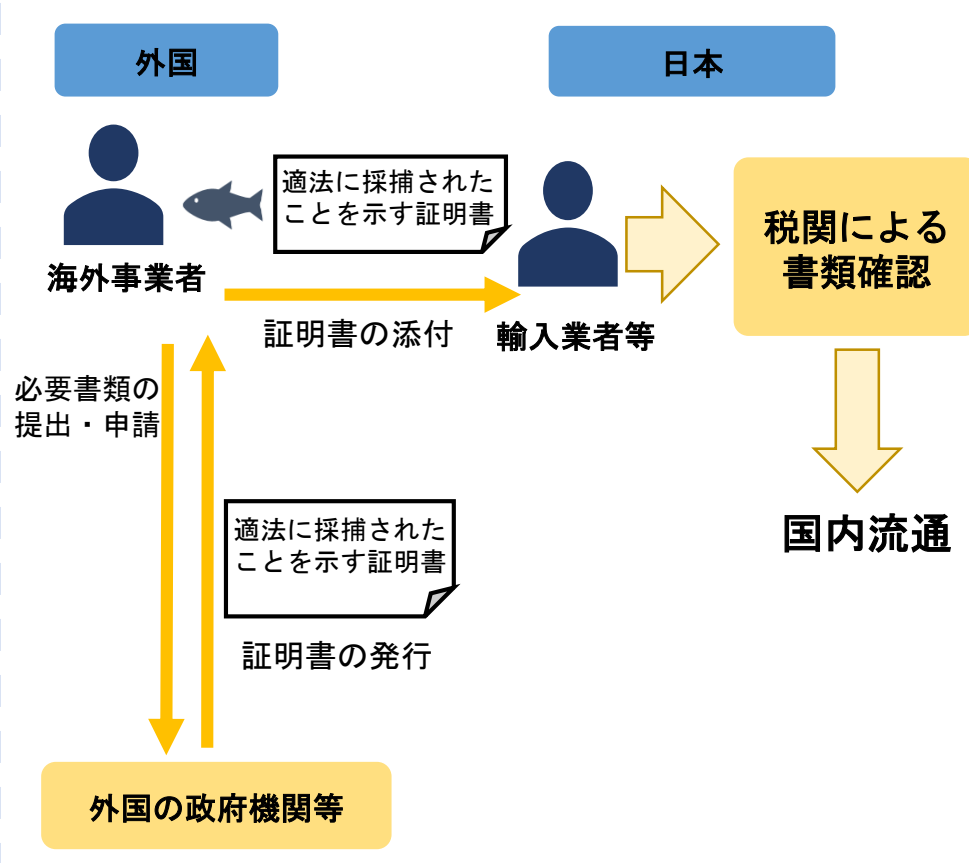
農 林 水 産 省
令 和 3 年 7 月

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書等の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

水産流通適正化制度の施行に向けた検討

令和2年12月11日 水産流通適正化法公布（施行は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。）

- ◆ 水産流通適正化制度の詳細については、省令で定められることから、規制の必要性と実行可能性の両方の観点から、具体的な内容を議論すべく「水産流通適正化制度検討会議」を開催。

令和3年5月17日 第1回水産流通適正化制度検討会議

【主な議論事項】

- ✓ 特定第一種水産動植物の指定基準について

令和3年規制改革実施計画No.30cに対応

令和3年6月15日 第2回水産流通適正化制度検討会議

【主な議論事項】

- ✓ 漁獲番号・荷口番号について
- ✓ 水産流通適正化法に係る電子化について

令和3年6月29日 第3回水産流通適正化制度検討会議

【主な議論事項】

- ✓ 特定第二種水産動植物の指定基準について

令和3年8月予定 第4回水産流通適正化制度検討会議

【主な議論事項案】

- ✓ これまでの検討会での議論の全体整理（とりまとめ）
- ✓ 魚種指定に関するロードマップ案について

令和2年規制改革実施計画No.17a, dに対応
検討会とりまとめにおいて、対象魚種の指定基準等を明確化

令和2年規制改革実施計画No.17aに対応
今後、

- ① 制度施行後の運用状況を勘案しながら一定期間を目安に魚種の見直しを行う
- ② 将来的には先行する欧米の取組状況も参考に順次魚種を拡大する
旨を基本とした案を作成し、第4回検討会で議論する予定。

令和3年内目処 水産流通適正化法施行規則公布

特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定基準 (案) について

特定第一種水産動植物

● 法律上の定義

この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であって、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第4項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれ大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。（法第2条第1項）

➤ 指定基準 (案)

- ① 違法漁獲が実態上、深刻な問題となっている魚種を対象とすべきであることから、現に漁業関係法令違反の件数が多いものや単価が高い等違法漁獲により不正の利益を得やすいものであること
- ② 生産額が一定規模以上であり、容易に流過程に混入することで適正な流通を脅かすものであること
- ③ 資源状況が悪い魚種を対象とすべきであることから、漁獲量が減少しているものであること
- ④ 事業者等の負担も考慮し、実行可能性の観点から対応可能であること

指定基準 (案) に当てはまり得る魚種の例

アワビ、ナマコ等

特定第二種水産動植物

● 法律上の定義

この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。（法第2条第4項）

➤ 指定基準 (案)

- ① 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの
- ② 資源状況が悪い又は重量当たり単価が高いもの
- ③ 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの
- ④ 法執行体制その他の法施行準備の観点から対応可能であるもの

指定基準 (案) に当てはまり得る魚種の例

サンマ、イカ等

水産流通適正化法に係る手続の電子化に向けた取組

水産流通適正化法に係る電子的な情報伝達手法に関する検討会（仮称）（近日中に立ち上げ予定）において、将来的な水産流通関係事業者の情報連携のあり方について検討。
（令和2年度補正：水産流通適正化法電子システム対策委託事業）

令和2年規制改革実施計画No.17b、令和3年規制改革実施計画No.30a前段部分に対応

水産流通適正化法に基づく漁獲番号の伝達に係るシステムのイメージ

漁獲報告システムの構築
漁獲番号等の集約による監視体制強化

漁獲番号（16桁）

届出番号（7桁）

取引年月日（6桁）

取引番号（3桁）

1 2 3 4 5 6 7 2 1 0 6 1 5 0 0 1

令和3年規制改革実施計画No.30bに対応

漁業者

産地市場

漁協等

漁獲番号

漁獲番号

一次買受人

漁獲番号

消費地市場

卸売業者

漁獲番号

仲卸業者

漁獲番号
荷口番号

漁獲番号
荷口番号

漁獲番号
荷口番号

小売業者

飲食店

輸出業者

漁獲番号等伝達システムの推進
漁獲番号の発行・伝達の簡便・迅速化
（令和2年度補正：水産流通適正化法に係る電子システム対策事業）